

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和3年9月7日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和3年9月7日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 中村 直幸 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
辻本 馨 森田 忠彦
山田 強
議長 村井 浩二
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 秘書政策課長 東條 信也
副町長 藤原 幹 総務財政課長 辻本 知也
政策総務部長 小角 孝彦 会計管理者 奥埜 哲生
兼会計課長
まちづくり推進部長 村上 正規 税務課長 木村 厚江
健康福祉部長 子安 逸二 環境農林課長 木下 明紀
教育次長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第 3号 令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第 4号 令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第 7号 令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定について
- (4) 議案第26号 太子町税条例等中改正の件

午前 9時30分 開 会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定といたしまして、認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ほか2件、条例案といたしまして、議案第26号、太子町税条例等中改正の件について、以上合わせまして4件の議案でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご認定並びにご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件が3件、条例案件が1件でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

まず、決算認定の件、認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○辻本総務財政課長 おはようございます。

それでは私から、認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。決算書の258頁をお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額422万4千339円、歳出総額391万14円、歳入歳出差引額は31万4千325円となっております。

それでは、歳入歳出、併せてご説明させていただきます。

まず、歳出ですが、262、263頁をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額391万14円。1節報酬20万4千円は、管理会委員7名分の報酬でございます。7節報償費6万8千円は、下請者85件分の山林下請料の徴収謝礼でございます。10節需用費21万7千244円、食糧費324円は会議のお茶代、修繕費の21万6千925円は北今池南側斜面の補修にかかった費用です。11節役務費2万1円は、郵便料で6千430円、ため池賠償責任保険1万3千571円は、財産区管理のため池等の外周距離3千598メートルに対する保険料でございます。12節委託料30万2千500円は、草刈業務8万2千500円、土砂等撤去業務22万円でございます。18節負担金補助及び交付金307万5千円893円は、NTT賃貸料下請者交付金として、NTT無線中継所への道路占用に伴う下請者への支払い47万6千610円、財産区管理補助として財産区管理池の草刈業務に伴う各実行組合への補助金182万1千円、山田地区振興補助70万円の内訳は、集会所改修補助金等で50万円、山田消防分団と水利組合へそれぞれ15万円となっております。また、畑地区の財産貸付負担金として7万8千283円支出がございました。24節積立金は定期預金利子2万2千376円を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては以上となっております。

続きまして、歳入ですが、260、261頁をお願いします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額2万2千376円は基金の定期預金利子でございます。2目財産貸付収入としまして343万6千709円、これはNTT無線中継所への専用道路用地貸付料、山林の下請料、関西電力及びNTTの電柱敷地貸付料、畑地区のゴルフ場への財産貸付料などがございます。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額21万5千254円は、前年度の決算剰余金でございます。4款諸収入、2項雑入、1目雑入、収入済額55万円は、平成31年度に実施しました狐塚林道のり面補修工事に伴う電源開発負担金でございます。

最後に基金残高でございますが、266頁をお願いします。

令和2年度末現在高は、前年度と比較しまして2万2千376円増加し、3千655万5千599円となっております。

決算認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

す。

○中村委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号、令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○辻本総務財政課長 それでは、引き続き、私のほうから認定第4号、令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書278頁をお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は91万5千659円、歳出総額は68万8千208円。歳入歳出差引額は22万7千451円となっております。

それでは、歳入歳出続けてご説明させていただきます。

まず歳出ですが、282、283頁をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額68万8千208円。1節報酬20万4千円は管理会委員7名分の報酬でございます。10節需用費3万6千404円は、看板などの消耗品で3万6千80円、会議のお茶代として食糧費324円でございます。11節役務費1万4千100円は郵便料で4千998円、ため池賠償責任保

除で9千102円は、財産区管理ため池の外周距離2千413メートルに対する保険料でございます。12節委託料5万9千円は、東谷池の草刈業務委託料です。18節負担金補助及び交付金36万円は、9か所のため池に係る水利組合への管理補助金です。24節積立金は、定期預金利子1万4千704円を基金に積み立てたものでございます。歳出については以上となっております。

次に歳入ですが、280、281頁をお願いします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額1万4千704円は、基金の定期預金利子でございます。2目財産貸付収入、収入済額9万3千310円は、関西電力及びN T T、オプテージの電柱敷地貸付料並びに新池の堤貸付料などがございます。

続きまして、3款繰入金、1項基金繰入金、1目春日財産区基金繰入金、収入済額60万円は、基金からの繰入金でございます。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額20万7千645円は、前年度の決算剰余金でございます。

最後に基金現在高ですけれども、286頁をお願いします。

令和2年度末現在高は、前年度と比較しまして58万5千296円減少し、2千373万6千273円となっております。

決算認定第4号、令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第4号、令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○木下環境農林課長 おはようございます。

認定第7号、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定について、内容のご説明を申し上げます。

恐れ入ります。下水道事業会計決算書の10頁をお願いいたします。

まず初めに、令和2年度における下水道事業の概況につきまして、令和2年度太子町下水道事業会計報告書を基に、主な事項についてご報告申し上げます。

本町の下水道事業は、平成2年1月から管渠の整備に着手し、令和2年度末の認可区域面積は254ヘクタールで、供用開始区域面積は242ヘクタール、下水道処理区域内人口普及率は93.6%となっております。業務状況ですが、処理区域内人口は1万2千315人、水洗化人口は1万1千61人で、前年度に比べ101人減少しましたが、有収水量は103万5千464立方メートルで、前年度に比べ3万3千590立方メートル増加しました。

建設改良事業ですが、ストックマネジメント計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し、太井川2号マンホールポンプ更新工事及び竜王子橋左岸、仏眼寺橋マンホールポンプ場通報装置更新工事を行いました。また、山田、太子、春日、葉室地区の重要な管渠の調査、点検を行いました。

次に、財政面につきましてご説明申し上げます。見開きの1、2頁をお願いいたします。

令和2年度太子町下水道事業会計決算報告書でございます。

恐れ入ります。見開きの1、2頁になります。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益は、予算額3億3千908万4千円に対し、決算額は3億4千270万4千489円でございます。一方、支出の第1款下水道事業費用は、予算額3億6千198万5千円に対し、決算額

は3億4千226万1千373円で、不用額は1千972万3千627円となりました。

次に、見開き3、4頁をお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、予算額1億9千402万9千円に対し、決算額は1億7千327万9千177円でございます。一方、支出の第1款資本的支出は、予算額2億6千927万1千円に対し、決算額は2億6千777万8千25円となりました。不足いたします額9千449万8千848円につきましては、当年度分消費税等資本収支調整額、特例的収支差額、及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5頁をお願いいたします。

令和2年度太子町下水道事業会計損益計算書でございます。この計算書は下水道事業の経営成績を表したものでございます。1の営業収益1億3千521万5千165円は、下水道使用料でございます。2の営業費用のうち、(1)管渠費1千669万9千744円は、マンホールポンプ維持管理委託料247万6千760円や、南河内4市町村下水道事務広域化事業負担金860万5千円、及び公共汚水柵新設工事など5件分の工事請負費245万4千320円等でございます。(2)総掛費3千138万9千21円は、職員2名分給料998万2千800円や、料金徴収委託料839万円、及び事業計画変更委託料493万9千円等でございます。(3)流域維持管理負担金は4千543万5千427円、(4)減価償却費は1億9千125万8千24円となり、営業費用は2億8千219万2千934円となりました。3の営業外収益のうち、(2)補助金9千575万6千円は、管渠施設調査点検に伴う社会資本整備総合交付金434万9千円、及び一般会計繰入金9千140万7千円などでございます。(3)長期前受金戻入は9千798万5千253円となり、営業外収益は1億9千374万8千479円となりました。4営業外費用のうち、(1)支払利息及び企業債取扱諸費3千490万7千524円は、企業債支払利息でございます。(2)雑支出293万7千837円は、一般会計補助金に係る消費税でございます。営業外費用は3千784万5千361円となりました。5特別利益22万167円は、全国町村下水道推進協議会退会に伴う返金費用です。6特別損失642万7千255円のうち、(2)その他特別損失642万5千円は、令和元年度消費税納付分467万円などでございます。

以上の結果、当年度純損失が28万1千509円となりました。

次に、6頁をお願いいたします。

令和2年度太子町下水道事業会計剰余金計算書でございます。当年度期首残高4億6千581万4千115円に、当年度変動額である一般会計繰入金6千666万5千668円を加え、先ほどの収益計算書でご説明申し上げました、当年度純損失28万1千509円を減じました結果、当年度末残高は5億3千427万9千783円となりました。

最後に、企業債の明細をご報告させていただきます。21頁から23頁に記載しています。

23頁をお願いいたします。

一番下に記載しておりますとおり、令和2年度償還高は2億5千503万5千148円でございます。令和2年度末未償還残高は、17億7千379万9千798円となりました。

以上、認定第7号、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定についてにつきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 下水も広域で動き出してるんですが、それによって得したというか、というのが見えてくるところはあるんですか。

○木下環境農林課長 南河内4市町村下水道事務広域化事業についての御質問かと思えますけれども、昨年度につきましては、管路、マンホール蓋の点検について総額808万円の事業を広域化でやっていただいております。協議会での連携状況につきましては、人口減少に伴う使用料収入の減少、老朽化施設が急増することによる維持管理費や更新費用の増加、ベテラン職員の退職と組織体制の縮小による技術継承が困難化しておりますので、そういった点を補完していく協議会として有効に活用させていただいております。先ほど申し上げました管路点検等につきましても、4市町村合同で一遍に入札にかけるというということで、スケールメリットであるとか、あと排水設備の公認業者の受付を富田林市で一括でして委託いただいておりますので、そういった点で大きなメリットがあると思います。

以上です。

○西田委員 きっとメリットはあると思うんですが、808万円の事業を広域化でやって

もらったスケールメリット、一手に引き受けてもらって、入札とかでも契約とかでももし太子町でやっていたら1千万円かかっただろうけれどもとか、そういう出し方はできるんですか。

○木下環境農林課長 太子町独自で発注した場合というところのご質問でございますが、申し訳ございませんが、その点については試算をしておりますけれども、点検業務につきましては中々スケールが小さいと受注していただけないといったデメリットもございますので、やはり合同で発注するというのは大きなメリットと考えております。

以上です。

○西田委員 きっとあるのだろうと思うのは皆持っていると思うんですけれども、やはり数字で表せそうなところは示していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それと決算の意見書になるのかな、附属についておりました意見書の最終になる24頁、25頁で下水道事業の決算の概要を示していただいているんですが、ちょっと教えていただきたいのは、会計のやり方が変わったからか、25頁の棒グラフと折れ線グラフのところで、経費回収率の線ががたっと落ちるんですが、それは別に何かが変わったから、それとも会計のやり方が変わったからこういうふうになっているんですか。

○木下環境農林課長 経費回収率についてのご質問かと思いますが、前年度比で大きくポイントを下としておりますのは、これは令和2年度から公営企業会計を導入したことから、母数に減価償却費等の現実に支出を伴わないものが増えたということが大きく影響しております。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 これの最後のほうの21頁から22頁で企業債の表があって、金利的に高いやつが令和4年、5年ぐらいで償還されていくんですけども、この企業債に関して他会計が負担すると見込まれる額は9億1千71万5千円云々とあるんですけども、今後どうしても管渠整備云々をやられていく上においては、令和3年にもこれだけの企業債を組んでいくわけなんですけれども、これから増えるとか、あるいはこのままの状態ですら平準化して企業債を発行していくのか、今後どのようなビジョンを描いておられるのか、お伺いしたいと思います。

○木下環境農林課長 企業債についてご質問をいただきました。企業債につきましては、

昨年度をピークに今後、減少していく予定でございますが、現在先ほどもご説明させていただいたように、管路施設の点検調査を行っております。調査点検の結果を踏まえた上で、今後の管路等の更新工事を計画していかないといけないわけでございますが、委員のご指摘のとおり、今後起債等が上昇しないような計画でもって考えていければと考えております。

○建石委員 管路等の整備があるんですけれども、ちょっと決算ではないんですけれども、今後、こういった気候変動によって非常に突発的に、また、豪雨が来るといった場合に、マンホールの維持というか、強度というか、そういったところもこの整備にあたって点検されていると考えていいわけですか。

○木下環境農林課長 マンホールにつきましては、太子町のほうでは分流式を採用しておりますので、汚水と雨水は別でございます、下水道に関しましては汚水のみとなっておりますが、車道に関しては摩耗しておりますので、その辺スリップとか、そういった点を踏まえて更新の計画を立ててまいりたいと考えております。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）委員 5頁の令和2年度太子町下水道事業会計損益計算書の1営業収益、2の営業費用の（2）の総掛費3千138万921円のうち、2名分の給料として998万円と計上されていたんですけど、これは2人で998万円ですか。

○木下環境農林課長 3名分の給料となっております。

○中村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第7号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第7号、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第26号、太子町税条例等中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○木村税務課長 おはようございます。

それでは、私のほうから議案第26号、太子町税条例等中改正の件につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が本年3月31日にそれぞれ公布され、このうち施行期日が本年4月1日とされるものを除く部分について、本町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。

恐れ入ります。新旧対照表の1頁をお願いいたします。

第24条第2項は、令和2年度税制改正によって、扶養控除については、その対象となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、非課税限度額の判定に用いる扶養親族を、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するための規定の改正を行うものでございます。

次に、1頁下段の第34条の7第1項、第2項から、2頁、第8号及び第10号は、特定公益増進法に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することに伴い、規定の改正を行っております。

次に、2頁下段から3頁にかけての第36条の3の3第1項、3頁中段、こちらが附則になるんですけども、附則5表第1項は、先ほどの第24条第2項と同様に、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う規定の改正を行っております。

次に、3頁下段、附則第6条は、セルフメディケーション税制の適用期限を5年間延長し、令和4年までを令和9年度までとするための規定の改正を行っております。

次に、4頁をお願いいたします。

4頁、附則第10条の2、第24項として、特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置される雨水貯水浸透施設に係る固定資産税のわがまち特例が創設されたことに伴い、課税割合を3分の1とする規定の追加を行っております。

続きまして、5頁をお願いいたします。

第2条による改正です。これは、令和2年、条例第17号として議決いただきました太子町税条例等の一部を改正する条例の未施行部分の改正でございます。国税における

連結納税制度の見直しに伴い、通算制度の適用を受けている法人について、当初申告における国外税額控除に変更が生じた場合の取扱いについて規定されたため、所要の改正を行っております。

次の6頁、7頁につきましても、同様の改正内容でございます。

ただいまご説明させていただいた内容の文言のほか、地方税法等の改正に即した文言の整理等を行っております。

新旧対照表の前の提案書、改文に戻っていただきまして、恐れ入りますが、1頁めくっていただきまして、改正条例、附則の施行期日でございます。

第1条において、令和3年10月1日から施行するとしております。ただし、寄附金税額控除の改正につきましては、令和4年1月1日からの施行。非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う改正につきましては、令和6年1月1日からの施行。わがまち特例につきましては、特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の施行日としております。また、第2条の改正につきましては、町民税に係る経過措置について規定しております。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 勉強会でもらった資料が一番分かりやすかったんですが、個人住民税が主に3つ、固定資産税のことで1つということで、4つぐらいと思うんですけども、これによる影響を受ける住民がいるのかとか、太子町が影響を受けるのはあるんでしょうか。

○木村税務課長 影響額についてのご質問ですけども、扶養親族の取扱いの部分についての分につきましては、本町では国外居住、国外労働者の方が自国にいる家族を扶養しているとして申告しているケースが該当してくるというふうに考えております。影響額としましては、ちょっと把握のほうはできてないんですけども、国外からの労働者の方につきましては、50名の方が現在いておりまして、外国に家族を扶養しているであつたり、その中に子どもや70歳以上の家族を扶養している方につきましては、対象となってくるというふうに思っております。

あと、わがまちの固定資産税のほうにつきましては、特定都市河川の指定地域ではご

ございませんので、こちらの影響額のほうはございません。

ほかのセルフメディケーション税制につきましても、去年の申告等を見せていただきましたら、通常の申告、医療費を使った申告をしている方が全てになっておりまして、セルフメディケーション税制につきましては、該当者のほうはいないという状況になっております。

以上です。

○西田委員 セルフメディケーションのほうを言ってくれましたけど、それはそうですね。医療がかかったほうが高額だったら高額になるし、医療費控除もあると思うので、元々、国は医療費をちょっとでも抑えようと思って導入しましたけど、使いにくい、申込みとかそういうのも使いにくくてやってないというのは、耳にしています。太子町でもそういう意味では対象者がいないのかなと思うんですけども、非課税の国外居住者親族の取扱いの見直しのほうは、50名ほどいるかなというお話だったんですが、それが施行期日が令和6年とえらいゆっくりなのは、これは何なんですか。

○木村税務課長 こちらの改正につきましては、所得税と同様の内容の適用としていることから、施行期日につきましては、所得税が令和5年1月1日施行、令和5年分以降の所得税に適用する改正をされたことにより、個人住民税におきましても、所得税と同様の内容で同時期に適用するための最短の施行期日としまして、令和6年1月1日という形になっております。

以上です。

○西田委員 その中で、対象者は日本人であっても、息子が国外に行って留学しているとか、向こうでお金を稼いでいるのも対象になるんでしょうし、日本に来ている外国人の方も太子町に住民税を納めるようなお仕事をしていたら対象になるかなと思うんですけども、そういう人たちがちゃんと太子町でちゃんと税金を引かれていたら、税金を引かれるのが多くなった、少なくなったと思うぐらいで済むんですけど、自分で払う人もいるかもしれません。納付書で。そういう例もあるかもしれませんか。

○木村税務課長 町の申告を、例えば町の申告に来ておられた際には、そういった形で制度改正があって内容を理解していただくように、ちゃんとその旨、申告の際にご説明しながら、住民さんに寄り添ったきめ細やかな対応をしながらスムーズにさせていただいております。

今回の税制改正の方の50人につきましては、特別徴収ということで、会社のほう、

事業所を通じてしておられる方というふうに見受けられております。そういった方につきましては、事業所等には周知のほうをさせていただきまして、こちらのほうにつきましてもきめ細やかな対応で引き続き対応していきたいと考えております。

以上です。

○西田委員 会社がやってくれたら、それはいいんですけど、特別徴収ではない方がもしこれから出てきたら、そのときは太子町から納付書が届くということになるんですか。

○木村税務課長 委員おっしゃっているとおり、そういう方につきましてはこちらのほうから納付書を発送させていただきます。

○西田委員 1つお願いしておきたいんですけども、本当に高齢化と言うではないですか。高齢化の中で中々文字を見るのがしんどいという方も増えてますし、役所から届くのは何となく見るのがいやだなと思っている人もいらっやっやっ、この間課長にもいろいろご足労いただいて解決していただいたんですけども、制度のはざまみたいな中で、ちょっと過去の税金を納めてなかったら何でこんなのが来たのだという、説明をしてもらって分かったんですけども、その方が言っていたのは、やはりこの数字は何と書いているのか聞いていて、見にくさがあったり、入院もされてたり、家族の方でお亡くなりになっている方がいたりとかが数年続いている中で、届いているのをちょっと横に置いていたのでしょうか。

それは悪いと思うんですけども、高齢で見にくいし、ちょっとよそへ置いていて忘れていたとか、それこそ認知症だったら忘れちゃうではないですか。海外の方がどれだけ文字を読めて、または自分のこととして認識するかどうかわからないかなと思う中で、国保とかだったら滞納が出たらすぐ連絡するのだそうです。税もすぐとは言いませんけれども、これを払わないとあなたは差押えですというまで放っておくのではなくて、ちょっとこの人はどうなっているのかと思うときに、連絡とかを入れてほしいと思うんですが、今はどういう形になっていて、もしそういうのがないのであれば取り入れていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○木村税務課長 こちらのほうからご連絡をさせていただくというのは、今、現状のほうはさせてはいただいてないんです。やはりたくさんいろんなケースというのがございます。こちらとしましても、周知のほうは徹底しまして、より分かりやすい案内を作るであったり、まずは税のほうに一報を入れていただきましたら、住民さんに寄り添ってきめ細やかな対応、分かるように、例えばお言葉で返すのではなく、ちょっと聞きながら、

資料を見ながらというような形で対応のほうを進めさせていただきたいと思いますので、今後も案内につきましては、手に取って見てもらえるような分かりやすい案内を作ったりするようにして、これから対応していきたいと考えております。

以上です。

○西田委員 本当に来てもらったら、職員さんが丁寧に教えてくれますし、かんで含んで言ってくれているので、分かったなと言って帰ってくれるんですけども、できましたら、本当にこんな小さな町ですから、国保が困っていて、水道が困っていて、介護が困っていてという人は、税にも困っているというつながりがあると思いますので、全庁的にそういうところの人、貸したらみんな遅れているというのはきっと見えてくると思うんです。だから私は相談窓口があったらいいなと思うんですけども、窓口がなくても、各担当とかが連携して、収納率が上がったほうがいいし、遅れたらそれだけ追徴金とかが出て、ご本人も大変なので、そういう手立てを取っていただきたいと思いますので、要望しておきます。よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、太子町税条例等中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前10時21分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 中 村 直 幸